国立大学法人東京農工大学学長選考会議印章細則の一部改正

現行	改正案	備考
（印章の管理等） 第４条　（略） ２　前項の責任者は、総務部総務課長をもって充てる。	（印章の管理等） 第４条　（略） ２　前項の責任者は、総務課長をもって充てる。	

附　則（令和元年９月５日選細則第７号）

この細則は、令和元年９月５日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。